

# 國立嘉義大學與尾道市立大學

## 學術交流協議書

國立嘉義大學與尾道市立大學基於平等互利之原則，為促進雙方之科學技術、文化及友好關係發展並開展學術交流活動，特締結交流協議如下：

1. 兩校將在以下領域開展合作交流活動
  - (1) 交換學生
  - (2) 教職員交流
  - (3) 學術研究及教育交流之開發及實施
  - (4) 其他有利於兩校友好交流之活動
2. 上述各項交流活動將另行協商訂定具體規定交流細則。
3. 有關交流細則之具體事項本平等互利之原則，在尊重兩校的傳統和校規之基礎上進行協商與執行。
4. 協議的有效期限
  - (1) 該協議自簽字日起，效期三年。
  - (2) 兩校於交流過程中，需變更或追加協議之內容時，應事先進行充分協商。
  - (3) 協議實施期限（三年）到期前，若其中一方未通知對方終止協議，該協議將自動續期三年。

此協議以中文及日文相同內容各製作兩份，由國立嘉義大學校長和尾道市立大學校長署名，各自執一份為憑。

國立嘉義大學校長 邱 義源

尾道市立大學校長 中谷 武

---

2015 年 4 月 22 日

---

2015 年 4 月 22 日

# 尾道市立大学と国立嘉義大学間の 交流協定書

尾道市立大学と国立嘉義大学は、平等互恵の原則に基づき学術交流を行い、もって双方の科学技術、文化の向上及び友好関係に資することとし、下記の通り交流協定を締結する。

1. 両校は以下の分野の協力活動を推進する。
  - (1) 留学生交換
  - (2) 教職員交流
  - (3) 共同研究、教育関連プログラムの共同開発と実施
  - (4) その他、両大学の友好に資すること
2. 上記 1. の実施内容については、別途協議して、実施細則で具体的に諸事項を決めるものとする。
3. 交流の実施方法に関する詳細な事項は、平等互恵の原則に立ち、各自の大学の伝統や規則（学則）を尊重しつつ、協議、実行するものとする。
4. 有効期間等
  - (1) この協定書の有効期間は、サインした日から 3 年間とする。
  - (2) 両校の交流をさらに発展させるために、協定内容の変更や追加が必要な時は、事前に十分に協議することとする。
  - (3) 実施期間（3 年）が終了する前に、尾道市立大学と国立嘉義大学が更新しない旨の決定通知を相手に送付しない限り、この協定は自動的に 3 年間更新されるものとする。

この交流協定書は、同一内容の正文を中国語と日本語により各 2 通作成し、尾道市立大学長と国立嘉義大学校長が署名し、各 1 通を保有する。

尾道市立大学長 中谷 武

国立嘉義大学長 邱 義源

---

2015 年 4 月 22 日

---

2015 年 4 月 22 日